

## 【auじぶん銀行取引規約（法人・団体）新旧対比表】

新（赤文字部分が変更箇所）	旧（赤文字部分が変更箇所）
<p>第1条 取引条件・取引方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当行と<b>バンキングサービス取引</b>が行えるお客さまは、日本国内において登記された法人事業者（ただし、<b>会社法第2条第2号に定める外国会社(以下「外国会社」という)</b>である場合は<b>第5条各号の要件を充足する法人事業者に限る。</b>）および日本国内の人格のない社団等（<b>法人とみなして法人税法が適用されるものに限る。</b>）であって、当行のウェブサイト<sup>（注）</sup>を随時閲覧することが可能な環境にある先のうち、当行が認めた先に限らせていただきます。</li> <li>2. バンキングサービスを利用するためには、当行に<b>普通預金口座</b>を開設する必要があります。なお、<b>普通預金口座</b>の開設は、原則として一法人・団体について1口座とさせていただきます。</li> <li>3. 当行におけるバンキングサービス取引は、当行所定のネットワークに接続できるパーソナルコンピュータ(以下「パソコン」という)<b>および当行所定のスマートフォン(インターネット（ただし、携帯電話各社独自のインターネットを除く。）に接続および閲覧可能な当行所定のOSおよびブラウザを備えたものに限る。以下、パソコンと当行所定のスマートフォンを総称して「ネットワーク端末」という。)</b>その他当行が指定する機器(以下、これらを総称して「端末等」という)を利用する方法またはその他当行の指定する方法により行うことができます。</li> <li>4. バンキングサービス取引のうち、<b>お客さまが当行に対し、パソコンを通じて、インターネット経由で別途定めるパソコンサービス利用規約所定の取引、サービス提供の依頼を行い、当行がこれに対応する取引、サービスの提供を行うことを内容とする取引を「パソコンサービス」といいます。</b></li> <li>5. バンキングサービス取引のうち、<b>お客さまが当行に対し、ネットワーク端末を通じて、インターネット経由で別途定めるポータルサービス利用規約所定の取引、サービス提供の依頼を行い、当行がこれに対応する取引、サービスの提供を行うことを内容とする取引を「ポータルサービス」といいます。</b></li> <li>6. バンキングサービス取引のうち、当行所定の書面による取引を「書面取引」といいます。</li> <li>7. バンキングサービス取引にあたってお客さまが使用する<b>ネットワーク端末</b>やその他の端末等<b>および</b>これらを接続するためのモデム、LAN等の付属機器（以下「通信機器」という）は<b>お客さまの費用と責任で準備するものとし、また通信機器の利</b></li> </ol>	<p>第1条 取引条件・取引方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当行と<b>普通預金口座取引</b>が行えるお客さまは、日本国内の法人事業者（日本国内において登記された<b>法人事業者をいいます。</b>）および<b>任意団体</b>であって、当行のウェブサイト<sup>（注）</sup>を随時閲覧することが可能な環境にある先のうち、当行が認めた先に限らせていただきます。</li> <li>2. バンキングサービスを利用するためには、当行に<b>お客さまご本人名義の普通預金口座</b>を開設する必要があります、<b>開設された普通預金口座を契約口座とします。</b>なお、<b>契約口座</b>の開設は、原則として一法人・団体について1口座とさせていただきます。</li> <li>3. 当行におけるバンキングサービス取引は、当行所定のネットワークに接続できるパーソナルコンピュータ(以下、「パソコン」という)、その他当行が指定する機器(以下、総称して「端末等」という)を利用する方法またはその他当行の指定する方法により行うことができます。</li> <li>4. バンキングサービス取引のうち、パソコンを通じた<b>インターネット経由による取引を「パソコンサービス」といいます。</b></li> <li>5. バンキングサービス取引のうち、当行所定の書面による取引を「書面取引」といいます。</li> <li>6. バンキングサービス取引にあたってお客さまが使用する<b>パソコン、固定電話機</b>その他の端末等及びこれらを接続するためのモデム、LAN等の付属機器（以下「通信機器」という）は<b>お客さまの費用と責任で準備するものとし、また通信機</b></li> </ol>

用にかかるインターネット接続料、専用アプリケーションのダウンロード料金、通話料その他の諸費用についても、お客さまの負担とします。

8. 当行は、以下の事由に該当する場合は、本規約に基づく取引に係る契約その他一切の契約の締結に応じないものとします。

(1) (2) (略)

## 第2条 取引内容

(1) (略)

(2) ポータルサービス

振込取引、普通預金取引、届出情報の変更取引、お問い合わせ、その他当行の指定する取引。

(3) 書面取引

当行が書面で行うことを指示し又は特に認めた取引。

## 第3条 普通預金口座開設方法

1. お客さまは、当行に普通預金口座（以下「口座」という）を開設するにあたっては、本規約および当行が別途定める各種規約等を承認のうえ、ネットワーク端末を通じて当行所定の申込画面に必要事項（法人名称、代表者名、住所、Eメールアドレス等）を入力しこれを当行にインターネット上で送信し、あわせて当行所定の必要書類を当行所定の方法でアップロードする方法により口座開設の申込みをするものとします。なお、当行が特に認めた場合に限り、お客さまは、本規約および当行が別途定める各種規約等を承認のうえ、必要事項（法人名称、代表者名、印章、住所、Eメールアドレス等）を記入した申込書（書面）を当行に提出し、あわせて当行所定の必要書類を当行所定の方法で当行に提出する方法により口座開設の申込みをすることができるものとします。

2. 前項にかかわらず、当行は、以下の各号のいずれかに該当するお客さまによる口座開設の申込みは受け付けません。

(1) 有限責任事業組合、投資事業有限責任組合または民法上の組合

(2) 代表者または実質的支配者が外国 PEPs(外国の政府などにおいて重要な地位を占める方、過去にその地位にあった方、またはその親族)に該当する場合

(3) 実質的支配者が日本国籍を有しない場合

(4) 居住地国（納税地国）が日本のみでない場合

器の利用にかかるインターネット接続料、専用アプリケーションのダウンロード料金、通話料その他の諸費用についても、お客さまの負担とします。

7. 当行は、以下の事由に該当する場合は、本規約に基づく取引に係る契約その他一切の契約の締結に応じないものとします。

(1) (2) (略)

## 第2条 取引内容

(1) (略)

(2) 書面取引

振込取引、普通預金取引、届出情報の変更取引、その他当行の指定する取引。

## 第3条 普通預金口座開設方法

1. お客さまは、当行に普通預金口座（以下、「口座」という）を開設するにあたっては、本規約および当行が別途定める各種規約等を承認のうえ、申込書(書面)に必要事項（法人名称、代表者名、印章、住所等）を記入してこれを当行に提出し、あわせて当行所定の本人確認書類等を当行所定の方法で当行に提出する方法により口座開設の申込みをするものとします。

2. 当行の口座は、当行が前項の申込みを受け、所定の審査により承認した場合に開設されるものとします。

3. 当行の口座は、当行が第1項の申込みを受付け、所定の審査により承認し、かつ、当行所定の本人確認手続きが完了した場合に開設されるものとします。

#### 第4条 口座開設時の本人確認等

1. (略)
2. 口座開設時の本人確認は、以下の方法によって行います（実質的支配者の本人特定事項については、お客さまから申告を受ける方法その他当行所定の方法によって行います。）なお、当行への届出内容または申告内容に疑義があると判断した場合は、当行は口座開設を行いません。

- (1) 当行所定の本人確認書類をご提示いただき、本人確認書類に記載された法人名称、代表者名、本店または主たる事務所の所在地、設立年月日ならびに代表者等の氏名、住所および生年月日と、お客さまが当行に口座開設を申込んだ際の届出内容とを照合する方法
- (2) 代表者等から当該代表者等の本人確認書類の写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記載されている当該代表者等の現在の住居に宛てて、取引関係文書を当行所定の方法により送付する方法
- (3) 代表者等からお客さまの名称および本店または主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第3条第2項に規定する指定法人から登記情報の送信を受ける方法、または、当該方法に加え、お客さまの本店等に宛てて、取引関係文書を当行所定の方法により送付する方法
- (4) 前各号のほか、犯罪収益移転防止法等により認められた方法のうち、当行所定の方法

3. 口座開設後であっても、口座開設時の本人確認に際してお客さままたは代表者等が本人特定事項（実質的支配者の本人特定事項を含みます。）につき虚偽の告知を行った疑いがある場合、なりすましの疑いがある場合、その他当行が必要と判断した場合は、当行はお客さまに通知することなく、バンキングサービス取引の全部もしくは一部を停止し、再

#### 第4条 口座開設時の本人確認等

1. (略)
2. 口座開設時の本人確認は、当行所定の本人確認書類等をご提出いただき、本人確認書類等に記載された法人名称、代表者名、本店または主たる事務所の所在地、設立年月日ならびに代表者等の氏名、住所および生年月日と、お客さまが当行に口座開設を申込んだ際の届出内容とを照合することによって行います（実質的支配者の本人特定事項については、お客さまから申告を受ける方法その他当行所定の方法によって行います。）当行への届出内容または申告内容に疑義があると判断した場合は、当行は口座開設を行いません。

3. 口座開設後であっても、口座開設時の本人確認に際してお客さままたは代表者等が本人特定事項（実質的支配者の本人特定事項を含みます。）につき虚偽の告知を行った疑いがある場合、なりすましの疑いがある場合、その他当行が必要と判断した場合は、再度、当行が指定する本人確認書類等の提出を求めることがあります。当行が定める期日

度、当行が指定する本人確認書類の提出を求めることがあります。当行が定める期日までに、当該本人確認書類の提出がない場合、当行はお客さまに通知することなく、口座を解約することがあります。

4. (略)

第5条 外国会社による利用

外国会社は、以下の各号の要件をすべて充足しているお客さまのみ、当行の承認を得て普通預金（決済用）口座を開設した上で、当行のバンキングサービスをご利用いただけます（普通預金（決済用）口座以外の口座はご利用いただけません。）。

- (1) 外国会社の登記が行われていること
- (2) 日本国内に営業所を有し、かつ、営業所の登記がなされていること
- (3) 法人番号が指定されていること

第6条 利用時間

1. 当行のバンキングサービスの利用時間は当行所定の時間内とし当行のウェブサイト上に掲載します。なお、利用時間は取引により異なります。利用時間は変更されることもありますので、当行のウェブサイト上でご確認ください。ただしシステムメンテナンス等の必要がある場合には、当行は当行のウェブサイト等で事前にお客さまに予告することにより、バンキングサービスの提供を一時停止または中止することがあります。

2. 3. (略)

第7条 ID・パスワード等の届出等

1. お客さまは口座開設の際、別途定めるパソコンサービス利用規約に従い同サービスで使用する利用者 ID・ログインパスワード・取引実行パスワードの届出・登録を行うとともに、別途定めるポータルサービス利用規約に従い同サービスで利用するポータルサイトログイン ID・ログインパスワードの届出・登録を行う（変更する場合やパソコンサービスの利用者を追加する場合は各利用規約の定めに従い変更登録または新規登録を行う）ものとします。

(削除)

2. パソコンサービスに係るログインパスワードはお客さまがパソコンサービスを利用する際の本人確認に、ポータルサービスに係るログインパスワードはお客さまがポータルサービスを利用する際の本人確認に、それぞれ使用します。

までに、当該本人確認書類等の提出がない場合、当行はお客さまに通知することなく、バンキングサービス取引の全部もしくは一部を停止し、または口座を解約することがあります。

4. (略)

第5条 海外法人による利用

日本国外に本店を有している法人（以下、海外法人という）は、外国会社の登記をした外国会社であって、かつ日本国内に営業所を有するお客さまのみ、当行の承認を得て普通預金（決済用）口座を開設した上で、当行のバンキングサービスをご利用いただけます。

第6条 利用時間

1. 当行の利用時間は当行所定の時間内とし当行のウェブサイト上に掲載します。なお、利用時間は取引により異なります。利用時間は変更されることもありますので、当行のウェブサイト上でご確認ください。ただしシステムメンテナンス等の必要がある場合には、当行は当行のウェブサイト等で事前にお客さまに予告することにより、バンキングサービスの提供を一時停止または中止することがあります。

2. 3. (略)

第7条 印章およびパスワードの届出等

1. お客さまは口座開設の申込みの際、印章（以下、届出印という）、およびお客さまがパソコンサービスで使用するログインパスワード（以下「ログインパスワード」という）および取引実行パスワード（以下「取引実行パスワード」という）を設定し、これを当行所定の方法により、当行に届け出るとします。

2. 届出印はお客さまが、当行へのお届け内容を変更する場合、書面にもとづく払戻し請求、振込依頼等を行う際に使用します。

3. ログインパスワードは、お客さまがパソコンサービスを利用する際の本人確認に使用します。

- |  |   |
|--|---|
| <p>3. 取引実行パスワードは、お客さまがパソコンサービスを利用して振込取引その他当行所定の取引を行う際の本人確認に使用します。</p> <p>(削除)</p> <p>4. お客さまが届出・登録を行った利用者 ID、ポータルサイトログイン ID、ログインパスワードおよび取引実行パスワード(以下、総称して「パスワード等」という)は、お客さまの責任において厳重に管理し、第三者には開示しないでください。パスワード等を失念、あるいは第三者に知られた可能性のある場合には、直ちに当行所定の方法により、パスワード等の変更手続きをとってください。この変更手続きが完了する前に第三者が不正取引を行ったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>5. お客さまは当行所定の方法により随時、パスワード等の変更を行うことができます。この場合、当行は入力された変更前のパスワード等と当行に届出済みのパスワード等との一致を確認することにより、本人確認を行います。なお、当行は変更手続きが完了した時点で、お客さまに対し、当行所定の方法（パソコンサービス画面やポータルサイト画面上における表示、書面もしくは Eメールによる通知などのうち当行が指定する方法）によりその旨を通知します。万一、パスワード等を変更した覚えがないにもかかわらず、この通知を受け取った場合には、不正行為の疑いもありますので、直ちに当行へ連絡してください。</p> <p>6. お客さまが、当行に届出のパスワード等と異なるパスワード等を当行所定の回数連続して入力した場合、当該届出のパスワード等は無効となるものとし、また当行はパソコンサービスまたはポータルサービスの全部または一部を停止します。停止状態を解除する場合は、当行に連絡のうえ、当行所定の手続きに従って、パスワード等の変更手続きを行ってください。</p> <p>7. お客さまは、書面取引を行う場合に限り、書面取引に使用する印章（以下「届出印」という）を、当行所定の方法により、当行に届け出るものとします。</p> <p>8. 届出印は、お客さまの責任において厳重に管理し、第三者に貸与しないでください。なお、当行が書面取引に係る</p> | <p>4. 取引実行パスワードは、お客さまがパソコンサービスを利用して振込取引その他当行所定の取引を行う際の本人確認に使用します。</p> <p>5. 届出印は、お客さまの責任において厳重に管理し、第三者に貸与しないでください。なお、当行が書面取引に係る書面（以下、「取引書面」という）の印影を、届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引したときは、取引書面、印章について偽造、変造、盗用等の事故があってもこれによって生じた損害はお客さまの負担とし、取引書面の記載文言にしたがって責任を負うものとします。</p> <p>6. ログインパスワードおよび取引実行パスワード(以下、総称して「パスワード等」という)は、お客さまの責任において厳重に管理し、第三者には開示しないでください。パスワード等を失念、あるいは第三者に知られた可能性のある場合には、直ちに当行所定の方法により、パスワード等の変更手続きをとってください。この変更手続きが完了する前に第三者が不正取引を行ったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>7. お客さまは当行所定の方法により随時、パスワード等の変更を行うことができます。この場合、当行は入力された変更前のパスワード等と当行に届出済みのパスワード等との一致を確認することにより、本人確認を行います。なお、当行は変更手続きが完了した時点で、お客さまに対し、当行所定の方法においてパソコンサービス画面上、または書面によりその旨を通知します。万一、パスワード等を変更した覚えがないにもかかわらず、この通知を受け取った場合には、不正行為の疑いもありますので、直ちに当行へ連絡してください。</p> <p>8. お客さまが、当行に届出のパスワード等と異なるパスワード等を当行所定の回数連続して入力した場合、当該届出のパスワード等は無効となるものとし、また当行はパソコンサービスの全部または一部を停止します。停止状態を解除する場合は、当行に連絡のうえ、当行所定の手続きに従って、パスワード等の変更手続きを行ってください。</p> |
|--|---|

書面（以下、「取引書面」という）の印影を、届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引したときは、取引書面、印章について偽造、変造、盗用等の事故があってもこれによって生じた損害はお客様の負担とし、取引書面の記載文言にしたがって責任を負うものとします。

#### 第8条 バンキングサービスご利用時の本人確認

1. (略)
2. ポータルサービス  
別途定めるポータルサービス利用規約に従うものとします
3. 書面取引  
(1) ~ (3) (略)

#### 第10条 ポータルサービスの利用方法

別途定めるポータルサービス利用規約に従うものとします。

#### 第11条 バンキングサービスの取引内容

(略)

#### 第12条 手数料

1. バンキングサービスの各取引（パソコンサービスやポータルサービスを利用した各取引を含みます。）にかかる各種手数料は、別途定める通りとします。各種手数料は、当行のウェブサイトに掲示いたします。
2. 3. (略)

#### 第13条 取引明細等・取引記録

1. 当行は、口座開設に伴う通帳の発行はいたしません。口座を利用した各種バンキングサービスに係るお取引明細の確認は、パソコンサービスの照会取引により行ってください。なお、お客様からポータルサービスまたは書面取引により依頼があった場合には、当行はお客様の口座の「残高証明書」、「お取引明細書」を発行いたします。これら証明書の発行に際しては、当行は、当行所定の発行手数料をおお客様の普通預金口座から自動的に引落としさせていただきます。
2. (略)

#### 第14条 金利の変更

金融情勢の変化など相応の事情がある場合、当行は当行所定の利率を変更できるものとします。

#### 第8条 バンキングサービスご利用時の本人確認

1. (略)
2. 書面取引  
(1) ~ (3) (略)

#### 第10条 バンキングサービスの取引内容

(略)

#### 第11条 手数料

1. バンキングサービスにかかる各種手数料は、別途定める通りとします。各種手数料は、当行のウェブサイトに掲示いたします。
2. 3. (略)

#### 第12条 取引明細等・取引記録

1. 当行は、口座開設に伴う通帳の発行は致しません。口座を利用した各種バンキングサービスに係るお取引明細の確認は、パソコンサービスの照会取引により行ってください。なお、お客様から書面取引により依頼があった場合には、当行はお客様の口座の「残高証明書」、「お取引明細書」を発行いたします。これら証明書の発行に際しては、当行は、当行所定の発行手数料をおお客様の普通預金口座から自動的に引落としさせていただきます。
2. (略)

#### 第13条 金利の変更

金融情勢の変化など相応の事情がある場合、当行は当行所定の利率を変更できるものとします。

#### 第15条 個人情報の取扱い

1. 当行は、お客さまからお届けいただいた個人情報（おなまえ・所属部署・役職・連絡先電話番号・Eメールアドレス等、特定の個人を識別することができる情報をいい、以下「個人情報」という）を当行の「個人情報取扱方針」に従い収集、利用します。当行との取引に関する個人情報を、当行は法令等に基づき許容される場合を除き、お客さまの同意を得ることなく、第三者に提供はいたしません。なお、当行は当行が行う個人情報の取扱いに関わる業務の全部または一部を委託する場合には、適切な保護措置を講じたうえでを行い、かつ適切に委託先の監督を行います。
2. （略）
3. お客さまは、当行への個人情報の提供にあたり、事前に書面等にて個人情報のご本人の同意を得るものとします。
4. 当行は提供のあった個人情報については、ご本人の同意を得た上で当行に提供されたものとして取扱います。

#### 第16条 届出事項の変更

1. 法人名称、代表者名、届出印、住所、その他の届出事項に変更があった場合、または変更がある場合には、ただちに当行所定の方法により、届出事項の変更手続を行ってください。なお、かかる変更届出はEメールでは受け付けません。
2. （略）

#### 第17条 通知・告知の方法

1. お客さまは、本規約またはバンキングサービスに関連して当行よりお客さまへの告知または通知をする場合に、当行のウェブサイトへの掲示、Eメールの送信、書面の送付またはその他当行所定の方法により行われることに同意するものとします。
2. 届出のあったEメールアドレス、電話番号、または住所に宛てて当行が通知を発信した場合において、通信事情、届出事項の不備・未変更、その他当行の責めによらない事由により延着し、または到達しなかった場合でも、お客さまは通常到達すべきときに到達したものとみなすことに同意するものとします。

#### 第18条 取引の制限等

1. 当行は、お客さまの情報（お客さまの代表者、役員、取引担当者、実質的支配者等、主要株主の情報を含みます。）および具体的な取引の内容等（取引先の情報を含みます。）を適切に把握するため、提出期限を指定して各

#### 第14条 個人情報の取扱い

1. 当行は、お客さまの個人情報(以下「個人情報」という)を当行の「プライバシーポリシー」に従い収集、利用します。当行との取引に関する個人情報を、当行は法令等に基づき許容される場合を除き、お客さまの同意を得ることなく、第三者に提供は致しません。なお、当行は当行が行う個人情報の取扱いに関わる業務の全部または一部を委託する場合には、適切な保護措置を講じたうえでを行い、かつ適切に委託先の監督を行います。
2. （略）

#### 第15条 届出事項の変更

1. 法人名称、代表者名、届出印、住所、その他の届出事項に変更があった場合、または変更がある場合には、ただちに当行所定の方法により、届出事項の変更手続を行ってください。
2. （略）

#### 第16条 通知・告知の方法

1. お客さまは、本規約またはバンキングサービスに関連して当行よりお客さまへの告知または通知をする場合に、当行のウェブサイトへの掲示、書面の送付またはその他当行所定の方法により行われることに同意するものとします。
2. 届出のあった電話番号、または住所に宛てて当行が通知を発信した場合において、通信事情、届出事項の不備・未変更、その他当行の責めによらない事由により延着し、または到達しなかった場合でも、お客さまは通常到達すべきときに到達したものとみなすことに同意するものとします。

種確認や資料の提出を求めることがあります。お客さまから正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、本規約に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。

2. 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客さまの回答、具体的な取引の内容、お客さまの説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローディング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規約に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。
3. 前二項に定めるいずれの取引の制限についても、お客さまからの説明等に基づき、マネー・ローディング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

#### 第19条 解約

1. (略)
2. お客さまについて、次のいずれかの事項が生じた場合は、当行はお客さまの届出住所または E メールアドレスに宛て、書面または E メールにより通知することにより、お客さまの本規約に基づく取引を解約することができるものとします。この場合、書面または E メールへの到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を発送または発信したときに解約されたものとします。
  - (1) ~ (8) (略)
  - (9) お客さまの預金口座がマネー・ローディング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
  - (10) お客さまの預金口座が犯罪その他の不正行為に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
  - (11) お客さまの預金口座の残高が 3 年間を超えて 0 円であった場合、またはお客さまの預金口座において 3 年間を超えて入出金取引（定期預金の自動継続、当行からの各種預金の決算利息の支払等のお客さまの取引依頼によらない取引は除く。）がない場合において、当行がお客さまの届出住所または E メールアドレスに宛てて事前に本規約に基づく取引の解約を予告したにもかかわらず、お客さまから 2 ヶ月以内にこれに反対する意思表示がない場合

#### 第17条 解約

1. (略)
2. お客さまについて、次のいずれかの事項が生じた場合は、当行はお客さまの届出住所に宛て、書面により通知することにより、お客さまの本規約に基づく取引を解約することができるものとします。この場合、書面の到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を発送したときに解約されたものとします。
  - (1) ~ (8) (略)
  - (9) お客さまの預金口座の残高が相当期間 0 円であった場合、または相当期間バンキングサービスの利用がない場合において、当行がお客さまの届出住所に宛てて事前に本規約に基づく取引の解約を予告したにもかかわらず、お客さまから相当期間内にこれに反対する意思表示がない場合

(12) 第3条第2項各号に定める事項のいずれかに該当することが判明した場合

(13) お客さまの預金口座が法令もしくは公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当行が判断した場合

(14) その他、当行との取引の中止を必要とする相当の事由が生じた場合

3. 4. (略)

## 第20条 取引の停止

1. お客さまについて、次のいずれかの事項が生じた場合は、当行はお客さまに通知することなく、お客さまとの本規約に基づく取引の全部または一部を停止することができるものとします。

(1) 第1条第8項各号に定める事項

(2) 第19条第2項各号に定める事項

(3) お客さまの預金口座において1年間を超えて入出金取引（定期預金の自動継続、当行からの各種預金の決算利息の支払等のお客さまの取引依頼によらない取引は除く。）の利用がない場合

2. お客さまについて前項第2号または第3号のいずれかの事項が生じたことを理由として、前項により、当行がお客さまとの本規約に基づく取引の全部または一部を停止した場合であっても、お客さまからの説明等に基づき、当該各号の事由が合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の全部または一部の停止を解除します。

第21条 相殺等

第22条 同前

第23条 譲渡・質入れ等の禁止

第24条 免責事項

第25条 規約の準用

第26条 規約の変更

第27条 準拠法および合意管轄

1. (略)

2. 当行との取引に関して訴訟等の必要が生じた場合は、当行本社を管轄する裁判所を**専属的合意管轄裁判所**とします。

(10) 口座が法令もしくは公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当行が判断した場合

(11) その他、当行との取引の中止を必要とする相当の事由が生じた場合

3. 4. (略)

第18条 相殺等

第19条 同前

第20条 譲渡・質入れ等の禁止

第21条 免責事項

第22条 規約の準用

第23条 規約の変更

第24条 準拠法および合意管轄

1. (略)

2. 当行との取引に関して訴訟等の必要が生じた場合は、当行本社を管轄する裁判所を**管轄裁判所**とします。